

平成22年第4回
 笠間市議会定例会会議録 第5号

平成22年11月15日 午前10時00分開議

出席議員

議長	28	番	市	村	博	之	君
副議長	17	番	町	田	征	久	君
	1	番	小	磯	節	子	君
	2	番	飯	田	正	憲	君
	3	番	石	田	安	夫	君
	4	番	姥	澤	幸	一	君
	5	番	野	口		圓	君
	6	番	藤	枝		浩	君
	7	番	鈴	木	裕	士	君
	8	番	鈴	木	貞	夫	君
	9	番	西	山		猛	君
	10	番	石	松	俊	雄	君
	11	番	畑	岡		進	君
	12	番	海	老澤		勝	君
	13	番	萩	原	瑞	子	君
	14	番	中	澤		猛	君
	15	番	上	野		登	君
	16	番	横	倉	き	ん	君
	18	番	大	関	久	義	君
	19	番	野	原	義	昭	君
	20	番	杉	山	一	秀	君
	21	番	柴	沼		広	君
	22	番	小	園江	一	三	君
	23	番	須	藤	勝	雄	君
	24	番	石	崎	勝	三	君
	25	番	竹	江		浩	君
	26	番	常	井	好	美	君
	27	番	海	老澤	勝	男	君

欠席議員

なし

出席説明者

市長	山口伸樹君
副市長	渡邊千明君
教育長	飯島勇君
市長公室長	小松崎登君
総務部長	塙栄君
市民生活部長	打越正男君
福祉部長	藤枝政弘君
保健衛生部長	菅井信君
産業経済部長	岡井俊博君
都市建設部長	仲田幹雄君
上下水道部長	大和田俊郎君
教育次長	深澤悌二君
消防長	杉山豊君
会計管理者	横田文夫君
笠間支所長	藤枝勉君
岩間支所長	持丸正美君

出席議会事務局職員

事務局長	高野幸洋
事務局次長	前嶋晃司
次長補佐	内桶秀男
主査	高野一
主幹	川野輪良子
事務補	篠崎三枝子

議事日程第5号

平成22年11月15日(月曜日)

午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 請願第21-1号 「気候保護法(仮称)」の制定を求める請願書

陳情第22-2号 「自主共済制度の保険業法適用除外」実現を求める陳情

日程第3 議案第73号 笠間市の一般職の任期付職員を採用及び給与の特例に関する条例について

議案第74号 笠間市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

- 議案第75号 笠間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第76号 笠間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議案第77号 笠間市母子寡婦福祉会に対する自立援護一時資金貸付けに関する条例を廃止する条例について
- 議案第78号 笠間市特定用途制限地域における建築物の制限に関する条例について
- 議案第79号 笠間市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 議案第80号 水戸地方広域市町村圏協議会の廃止について
- 議案第81号 字の区域の変更について（小原地区・土地改良関連）
- 議案第82号 指定管理者の指定について（笠間市いこいの家「はなさか」）
- 議案第83号 指定管理者の指定について（笠間クラインガルテン）
- 議案第84号 指定管理者の指定について（北山公園）
- 議案第85号 平成22年度笠間市一般会計補正予算（第4号）
- 議案第86号 平成22年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第87号 平成22年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第88号 平成22年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第89号 平成22年度笠間市岩間駅東土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第90号 平成22年度笠間市水道事業会計補正予算（第3号）

日程第4 議案第91号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
追加日程

日程第5 委員会提出議案第8号 保険業法の制度と運用を見直し、自主共済制度の保険業法適用除外を求める意見書について

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 請願第21-1号 「気候保護法（仮称）」の制定を求める請願書

陳情第22-2号 「自主共済制度の保険業法適用除外」実現を求める陳情

日程第3 議案第73号 笠間市の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例について

議案第74号 笠間市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第75号 笠間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

- 議案第76号 笠間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議案第77号 笠間市母子寡婦福祉会に対する自立援護一時資金貸付けに関する条例を廃止する条例について
- 議案第78号 笠間市特定用途制限地域における建築物の制限に関する条例について
- 議案第79号 笠間市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 議案第80号 水戸地方広域市町村圏協議会の廃止について
- 議案第81号 字の区域の変更について（小原地区・土地改良関連）
- 議案第82号 指定管理者の指定について（笠間市いこいの家「はなさか」）
- 議案第83号 指定管理者の指定について（笠間クラインガルテン）
- 議案第84号 指定管理者の指定について（北山公園）
- 議案第85号 平成22年度笠間市一般会計補正予算（第4号）
- 議案第86号 平成22年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第87号 平成22年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第88号 平成22年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第89号 平成22年度笠間市岩間駅東土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第90号 平成22年度笠間市水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第4 議案第91号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

追加日程

- 日程第5 委員会提出議案第8号 保険業法の制度と運用を見直し、自主共済制度の保険業法適用除外を求める意見書について

午前10時00分開議

開議の宣告

議長（市村博之君） 皆さんおはようございます。

ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員は、お手元に配付した資料のとおりであります。

議事日程の報告

議長（市村博之君） 日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

議長（市村博之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、14番中澤 猛君、15番上野 登君を指名いたします。

請願第21-1号 「気候保護法（仮称）」の制定を求める請願書

陳情第22-2号 「自主共済制度の保険業法適用除外」実現を求める陳情

議長（市村博之君） 日程第2、請願第21-1号 「気候保護法（仮称）」の制定を求める請願書及び陳情第22-2号 「自主共済制度の保険業法適用除外」実現を求める陳情を議題といたします。

付託委員会の文教厚生委員会及び総務委員会の委員長から、審査の経過及び結果について報告を願います。

初めに、文教厚生委員会委員長より報告願います。

委員長畑岡 進君。

〔文教厚生委員長 畑岡 進君登壇〕

文教厚生委員長（畑岡 進君） 文教厚生委員会に付託されました請願について、審査の経過と結果を会議規則第39条第1項の規定に基づきご報告を申し上げます。

当委員会は、11月9日に委員会を開催し、継続審査となっておりました請願第21-1号「気候保護法」の制定を求める請願について審査を行いました。

この請願は、地球温暖化防止のために二酸化炭素排出量などを規制する法律の制定を定めるものであり、平成21年第2回定例会において当委員会に付託され、慎重に議論すべきとの理由で、今期定例会まで継続審査として行ってきました。委員全員、地球温暖化防止への取り組みは必要であるとの共通認識を持っておりませんが、請願事項の数値目標が厳し過ぎる、現実性にかけるなどの意見があり、賛成少数により不採択といたしました。

議員各位におかれましても、趣旨をご理解の上、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

まして、ご報告といたします。

議長（市村博之君） 次に、総務委員会委員長より報告願います。

委員長西山 猛君。

〔総務委員長 西山 猛君登壇〕

総務委員長（西山 猛君） 今期市議会定例会において、総務委員会に付託されております陳情について、審査の経過と結果を会議規則第39条第1項の規定に基づきご報告申し上げます。

当委員会は、11月8日に委員会を開催し、審査を行いました。

陳情第22 - 2号 「自主共済制度の保険業法適用除外」実現を求める陳情は、改正保険業法により、健全な自主共済まで一律に規制する形となりました団体が、目的の一つとして構成員のために自主的かつ健全に運営されている共済制度を保険業法の適用から除外することを求め、採択すべきものといたしました。

議員各位におかれましても、趣旨をご理解の上、ご賛同賜りますようお願いいたします。報告といたします。

議長（市村博之君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） 質疑を終わります。

これより討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終わりにします。

これより1件ごとに採決いたします。

初めに、請願第21 - 1号 「気候保護法」の制定を求める請願を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

この請願に対する委員長の報告は不採択とすべきものであります。したがって、原案について採決します。

本件は、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（市村博之君） 起立少数です。よって、本件は不採択とすることに決定しました。

次に、陳情第22 - 2号 「自主共済制度の保険業法適用除外」実現を求める陳情を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択とすべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり採択とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり採択することに決しました。

- 議案第73号 笠間市の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例について
- 議案第74号 笠間市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第75号 笠間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第76号 笠間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議案第77号 笠間市母子寡婦福祉会に対する自立援護一時資金貸付けに関する条例を廃止する条例について
- 議案第78号 笠間市特定用途制限地域における建築物の制限に関する条例について
- 議案第79号 笠間市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 議案第80号 水戸地方広域市町村圏協議会の廃止について
- 議案第81号 字の区域の変更について（小原地区・土地改良関連）
- 議案第82号 指定管理者の指定について（笠間市いこいの家「はなさか」）
- 議案第83号 指定管理者の指定について（笠間クラインガルテン）
- 議案第84号 指定管理者の指定について（北山公園）
- 議案第85号 平成22年度笠間市一般会計補正予算（第4号）
- 議案第86号 平成22年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第87号 平成22年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第88号 平成22年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第89号 平成22年度笠間市岩間駅東土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第90号 平成22年度笠間市水道事業会計補正予算（第3号）

議長（市村博之君） 日程第3、議案第73号 笠間市の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例についてないし議案第90号 平成22年度笠間市水道事業会計補正予算（第3号）についての18件を一括議題といたします。

審査が終了しておりますので、各常任委員会の委員長から審査の経過及び結果について報告を求めます。

初めに、総務委員会委員長より報告願います。

委員長西山 猛君。

〔総務委員長 西山 猛君登壇〕

総務委員長（西山 猛君） 今期市議会定例会において、総務委員会に付託になりました案件について、審査の経過並びに結果を会議規則第39条第1項の規定に基づきご報告いたします。

当委員会は、11月8日、執行部より関係部課長などの出席を求め、審査を行いました。

議案第73号 笠間市の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例について、議案第74号 笠間市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第75号 笠間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、関連しておりますので、一括で審査を行いました。

その中で、特定任期付職員の給与表を適用する職員、またその職種などについての質疑がありました。

議案第76号 笠間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、職員の一日の勤務時間を15分短縮するものであります。

議案第79号 笠間市火災予防条例の一部を改正する条例については、関係省令の改正に伴い所要の改正をするものであります。

議案第80号 水戸地方広域市町村圏協議会の廃止については、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第85号 平成22年度笠間市一般会計補正予算（第4号）のうち、本委員会の所管は、市長公室及び総務部関係であります。

委員からは、植栽の伐採した枝の処分方法について、委託料の見積もりについてなどの質疑があり、執行部から説明を受けました。

審査の結果であります。総務委員会に付託になった案件については、すべての議案が全会一致によりまして原案のとおり可決いたしました。

議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げまして、総務委員会のご報告といたします。

議長（市村博之君） 次に、文教厚生委員会委員長より報告願います。

委員長畑岡 進君。

〔文教厚生委員長 畑岡 進君登壇〕

文教厚生委員長（畑岡 進君） 今期定例会において、文教厚生委員会に付託になりました議案につきまして、審査の経過と結果を会議規則第39条第1項の規定に基づきご報告を申し上げます。

当委員会は、11月9日、執行部より関係部課長等の出席を求め、当委員会に付託された議案の審査を行いました。

審査の過程での主な質疑及び審査結果についてご報告を申し上げます。

議案第82号 指定管理者の指定については、制度導入の効果や指定管理者の収入の状況などについての質疑や意見等がありました。

次に、議案第85号 平成22年度笠間市一般会計補正予算（第4号）では、小中学校区域審査会の内容、指定文化財管理補助金減の経緯、生活保護受給者の増加に対する市としての対応、児童クラブ民間委託の問題などについての質疑がございました。

また、予算編成については、十分な事前審査を行うことと、生活保護の支給については自立支援対策を強化することなどの意見がございました。

次に、議案第86号 平成22年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第2号）では、当初予算編成時に適切な事業を把握するようとの意見がございました。

審査の結果、付託になりました議案について、議案第85号は賛成多数により、そのほかは全会一致により、すべて原案のとおり可決いたしました。

以上が、当委員会に付託されました議案の審査の経過並びに結果でございます。

議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、ご報告といたします。

議長（市村博之君） 次に、産業経済委員会副委員長より報告願います。

副委員長野口 圓君。

〔産業経済副委員長 野口 圓君登壇〕

産業経済副委員長（野口 圓君） 今期市議会定例会において、産業経済委員会に付託になりました議案について、その審査の経過並びに結果を会議規則第39条第1項の規定に基づきご報告申し上げます。

当委員会は、11月9日、第3委員会室において、委員6名の出席により開催し、審査を行いました。

議案第81号 字の区域の変更については、県営土地改良事業滝川地区の施行に伴い、字の区域に変更の必要が生じたため行うものであります。

議案第83号 指定管理者の指定については、笠間クラインガルテンの指定管理者の指定を行うものであります。

議案第84号 指定管理者の指定については、北山公園の指定管理者の指定を行うものでございます。

議案第85号 平成22年度一般会計補正予算（第4号）のうち、本委員会の所管は、産業経済部関係であります。執行部より説明を受け、各委員から、夏祭り補助金について、北山公園の桜の伐採委託について、農業集落排水整備事業特別会計繰出金についてなど質疑があり、執行部より答弁がなされました。

審査の結果、産業経済委員会へ付託されたすべての議案については、全会一致をもって原案のとおり可決いたしました。

議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます、ご報告とさせていただきます。

議長（市村博之君） 次に、土木建設委員会委員長より報告願います。

委員長藤枝 浩君。

〔土木建設委員長 藤枝 浩君登壇〕

土木建設委員長（藤枝 浩君） 土木建設委員会より報告いたします。

今期市議会定例会において、土木建設委員会に付託になりました議案につきまして、そ

の審査の経過と結果を会議規則第39条第1項の規定に基づきご報告を申し上げます。

当委員会は、11月8日、執行部より関係部課長等の出席を求め、当委員会に付託になりました議案の審査を行いました。

審査の過程での主な質疑、意見等及び審査結果についてご報告を申し上げます。

議案第78号 笠間市特定用途制限地域における建築物の制限に関する条例については、プロヴァンス笠間の当面の維持管理対策についてなどの質疑や意見がありました。

議案第85号 平成22年度笠間市一般会計補正予算（第4号）では、国道や高速道路整備の期成同盟会等の負担金が減額になる理由、笠間稻荷門前通り整備計画策定委託料の内容についてなどの質疑や意見がありました。

議案第87号 平成22年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）では、下水道施設に関する保険の検討についてなどの質疑や意見等がありました。

議案第88号 平成22年度笠間市農業集落排水事業特別会計（第3号）では、事業計画の進捗状況についてなどの質疑や意見等がありました。

議案第89号 平成22年度笠間市岩間駅東土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）及び議案第90号 平成22年度笠間市水道事業会計補正予算（第3号）については、特に質疑や意見等はありませんでした。

審査の結果、当委員会に付託されました議案について、全会一致により原案のとおり可決いたしました。

以上が、当委員会に付託になりました議案の審査の経過並びに結果であります。

議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げまして、ご報告といたします。

議長（市村博之君） 以上で、各常任委員会委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） 質疑を終わります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。。

22番小園江一三君。

〔22番 小園江一三君登壇〕

22番（小園江一三君） 議長より発言の許可を得ましたので、つたない反対討論を行います。

第73号議案、笠間市の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例は、市立病院の今後のあり方、運営に関する事かと思われまます。私は、次のような観点から反対討論を行います。

当院は、昭和21年7月水戸協同病院友部分院として開院し、同23年3月友部協同病院と改名し、その後昭和34年2月国保の直診病院として、友部町立国保病院と改名いたしました。昭和54年木造づくりより現在の建物に改築がなされ、旧友部町民を初め、地域住民の

方々には地域医療のかなめとして貢献をし、運営がなされてまいりました。その後、さきの合併によりまして市立病院となりましたことは、皆様ご承知のとおりであります。

時の流れ、時代の変革の中、県立中央病院が開院し、あるいは旧岩間地区にA病院、笠間地区はB病院、友部地区にはC病院と、それぞれそれ相応のベッド数を整えた中核病院が開院し、また個人開業医は市内に数十院を数え、30分圏内には国立、県西病院等と、当市は他市町村もうらやむ医療に恵まれた地域であります。

このような医療環境の中で、ベッド数30、医師2名、看護師16名のスタッフで、当院は何をすべきか、市民は何を望んでいるか。私は、当院に対し、心臓外科手術や脳外科手術などの高度医療を大半の市民は望んでいないと思うのであります。

それよりも、ますます高齢化が進むこの時代、私は次のようなことを行うべきと思うのであります。現在行っている訪問医療を充実し、介護の手助けを行う介護医療、あるいはまた医療制度の関係から行き場のない患者を受け入れる谷間の医療を行うこと、これこそが市長のモットーとするところの公正・公平、安全・安心の安心であろうかと思うのであります。

市民の皆様が安心という二文字をとるとき、ある程度の赤字は、福祉行政の観点から福祉医療として市民に還元することであり、やむを得ないことであると思います。

また、福祉センターとともに綿密な打ち合わせのもと、つまり保健活動と診療活動を固く結びつけ、健康な体、よい生活環境づくりに徹底した指導を行う予防医療を行うことにより、国保医療の軽減につながるものと思います。

また、当院のスタッフも、それ相応のサラリーをいただいている以上、ある意味での公務員意識を捨て、私どもは何であるかを考え、その使命感を果たし、あの先生なら、あの看護師なら、市立病院ならと、頼られる人材、病院になることかと思えます。予防医療、介護支援医療、職員の意識改革等のやるべきことをやり、努力すべきことを努力することかと思えます。

乳児死亡率70%、多くの成人病を抱えた岩手県沢内村は、村の予算の大半を投入し、乳児死亡率ゼロ、成人病を激減させたことは、昭和30年代の話であります。特別会計を含む500億円余の予算を組む当市においては、1億円弱で市民の安心という二文字を買うことができるなら、沢内村の話に比べれば100分の1どころか、500分の1の話であって、つめのあかほどのことではありませんか。

人事については、一般事務職550余名の職員より適材適所で人事を行っているとのことなら、ボランティア事務長ならいざ知らず、それ相応の給与を支払うことであり、現在のスタッフでも、上記に述べましたことはあすにでも実行できるかと思うのであります。

厳しい財政事情を考慮し、市長みずからも減給し、議会も定員削減を行い歳出削減に努めている中、当議案は、民間活力に名をかりた何物でもなく、執行部は何を考えているかその真意を疑うところであります。執行部の襟を正し、進む道を正し、利益団体でなく奉

仕団体であることを思い起こさせるのも議会の大きな役目であり、本議案に対する思案の一端を述べ、つたない反対討論といたします。

議長（市村博之君） 以上で討論を終わります。

これより1件ごとに採決いたします。

まず、議案第73号 笠間市の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例についてを採決します。

この採決は起立により行います。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（市村博之君） 起立多数です。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第74号 笠間市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第75号 笠間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第76号 笠間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第77号 笠間市母子寡婦福祉会に対する自立援護一時資金貸付けに関する条例を廃止する条例についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第78号 笠間市特定用途制限地域における建築物の制限に関する条例についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第79号 笠間市火災予防条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第80号 水戸地方広域市町村圏協議会の廃止についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第81号 字の区域の変更についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第82号 指定管理者の指定について（笠間市いこいの家「はなさか」）を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第83号 指定管理者の指定について（笠間クラインガルテン）を採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第84号 指定管理者の指定について（北山公園）を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第85号 平成22年度笠間市一般会計補正予算（第4号）についてを採決します。

この採決は起立により行います

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（市村博之君） 起立多数です。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第86号 平成22年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第87号 平成22年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第3号）についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり可

決されました。

次に、議案第88号 平成22年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第89号 平成22年度笠間市岩間駅東土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第90号 平成22年度笠間市水道事業会計補正予算（第3号）についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第91号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

議長（市村博之君） 日程第4、議案第91号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第91号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、平成22年度人事院勧告及び茨城県人事委員会勧告を尊重し、職員の給料及び期末勤勉手当等に関する規定を改正するものであります。

内容につきましては、市長公室長から説明させますので、よろしく願います。

議長（市村博之君） 市長公室長小松崎 登君。

〔市長公室長 小松崎 登君登壇〕

市長公室長（小松崎 登君） それでは、議案第91号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本条例は、一般職及び特別職の給料及び期末勤勉手当の改正を行うための所要の改正を行うものでございます。

まず、51ページ、最後のページでございますけれども、ごらんをいただきたいと思いません。

本条例の構成でございますけれども、全7条で構成されておりました、第1条から第3条の笠間市職員の給与に関する条例において一般職の給与の改正を、それから第4条、第5条の笠間市の特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例において市長及び副市長の給与の改正を、それから第6条、第7条の笠間市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例において教育長の給与の改正を行い、附則におきまして施行期日及び特例措置等を規定しているものでございます。

それでは、1ページにお戻りいただきまして、笠間市職員の給与に関する条例についての説明を申し上げます。

まず、中段に、一般職に対する期末勤勉手当の引き上げでございます。これは第20条、第21条の改正でございます。平成22年度の期末勤勉手当の支給月数を年間0.2カ月引き下げるものでございます。

その下の附則第12項から4ページの附則第15項の改正は、当分の間、55歳を超える職員について給料及び管理職手当の支給額を0.7%減ずるものでございます。

次に、5ページから13ページまでの給料表の改正で、本年12月1日より適用となります。これらは、市立病院の医師に適用する医療職給与表を除くすべての給料表において、平均0.1%引き下げとするものでございます。その際、若年層は据え置き、中高年齢層の給料表の金額に限定して引き下げることとしております。

次に、14ページの第2条でございますが、笠間市職員の給与に関する条例の改正におきまして、平成23年4月1日以降の期末勤勉手当の支給月数を年間0.2カ月引き下げるものでございます。

同じく14ページの第3条、笠間市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正は、平成18年度より減給補償を受けている職員についても、減給補償額の0.17%引き下げを行う改正でございます。

次に、15ページ、第4条から第7条の改正で、市長、副市長、教育長の期末手当の支給月数を年間0.15カ月引き下げるものでございます。これによりまして、会議議員の皆さんの期末勤勉手当の支給月数も、年間0.15カ月引き下げられることとなります。

次に、16ページの附則でございます。第1項で、平成22年12月1日を施行期日とするも

のでありますが、第2条、第5条、第7条につきましては、平成23年4月1日より施行するものでございます。

次に、附則の第2項において、本年4月から官民較差相当分を年間給与で解消するため、4月の給与と6月に支給された期末勤勉手当の額に調整率0.28%を掛けて得た額を減額調整するものでございます。

次に、18ページの附則第3項におきまして、水道企業職員への適用を定めております。

続いて、附則第5項については、平成23年4月1日において43歳に満たない職員のうち、平成22年4月1日に昇級抑制を受けた者の号給を1号上位に調整するものでございます。これは、民間より給与水準が下回っている傾向が見られる若年中堅層を中心に、これまでの給与構造改革により抑制されてきた昇級の回復を行うものでございます。

19ページに移りまして、附則の第6項から第8項におきましては、育児休業をとっている職員につきまして、勤務時間に応じて改正条例の適用を定めたものでございます。

第9項は、附則へ委任規定となります。

以上が、本条例の改正内容でございます。

なお、20ページ以降に新旧対照表をつけてございますので、後ほどごらんいただければと思っております。

以上で説明を終わります。

議長（市村博之君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託及び討論を省略し、採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

それでは、議案第91号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（市村博之君） 起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

ここでお諮りいたします。

総務委員会から議案が提出されております。

この際、日程に追加し、直ちに議題にしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認め、そのように決しました。
ここで、議案配付のため暫時休憩いたします。

午前 10 時 44 分休憩

午前 10 時 46 分再開

議長（市村博之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

委員会提出議案第 8 号 保険業法の制度と運用を見直し、自主共済制度の保険業法適用除外を求める意見書について

議長（市村博之君） 日程第 5、委員会提出議案第 8 号 保険業法の制度と運用を見直し、自主共済制度の保険業法適用除外を求める意見書についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

総務委員会委員長西山 猛君。

〔総務委員長 西山 猛君登壇〕

総務委員長（西山 猛君） 委員会提出議案第 8 号 保険業法の制度と運用を見直し、自主共済制度の保険業法適用除外を求める意見書についての提案理由を申し上げます。

保険業法改正の趣旨は、不特定多数の消費者に保険商品を販売し、消費者被害をもたらした実態が不明確な共済を規制することが目的でありましたが、現実には健全な自主共済まで一律に規制する形となり、自主共済は制度の廃止や大幅な制度変更を迫られています。

よって、本市議会は、構成員のために自主的かつ健全に運営されている共済制度を保険業法の適用から除外することを求め、地方自治法第 99 条の規定により、国等へ意見書を提出するものであります。

以上、会議規則第 14 条第 2 項の規定により、総務委員会から提案いたしますので、議員各位におかれましては、よろしくご賛同を賜りますようお願い申し上げます、説明いたします。

議長（市村博之君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第 37 条第 2 項の規定により、委員会への付託がありませんので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

これより採決します。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

本定例会に付された事件は、すべて議了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認めます。よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

閉会の宣告

議長（市村博之君） これで本日の会議を閉じます。

これにて平成22年第4回笠間市議会定例会を閉会といたします。長い間ご苦労さまでした。

ここで、市長より発言を求められておりますので、発言を許可いたします。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 平成22年第4回笠間市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

1日に開会されましたこのたびの定例会におきましては、提出議案等につきまして慎重にご審議をいただき、議決を賜りましたことに対しまして、厚く御礼を申し上げる次第でございます。

さて、このたびの定例会は、議員の皆様にとりましては任期中最後の定例会となったわけでございますが、皆様方には、合併後自主解散され、初の市議会議員選挙において当選されて以来、4年間にわたり市政発展のためにご尽力をいただきましたことに、深く感謝を申し上げます。

議会における一般質問や委員会等において議論を交わしてまいりましたが、それぞれの意見が、議員としての地域、そして市民、さらには郷土笠間市発展に対する熱い思いを込めた貴重なご意見でありました。時には意見の違いもありましたが、お互い思いは一つでありました。

我々執行部としても、議会の貴重な意見の実現に取り組んでまいりました。おかげさま

をもちまして、新笠間市の発展のために事業の推進を図ることができたことは、市民とともに厚く御礼を申し上げる次第であります。

議員各位には、次期市議会議員選挙に立候補を予定される方、あるいは今期をもって勇退をお考えの方もあるように伺っております。選挙に立候補される皆様には、見事当選の栄に浴され、引き続き笠間市政の発展にご尽力をくださいますよう、心からお祈りを申し上げる次第でございます。

また、後進に道を譲られる方々には、これまでのご苦勞に対しまして、改めて心から感謝を申し上げるとともに、今後とも、ご健勝にて8万笠間市民のためにご協力、ご指導を賜りますようお願いを申し上げます。

最後になりましたが、これから本格的な冬を迎えます。くれぐれも健康にご留意されまじようお祈りを申し上げ、閉会のあいさつといたします。

議長（市村博之君） なお、今任期で勇退なされる海老澤勝男君が、勇退議員を代表いたしまして本議場にてごあいさつしたいということでございますので、あいさつの許可をいたしました。

ご登壇の上、ごあいさつ願います。

〔27番 海老澤勝男君登壇〕

27番（海老澤勝男君） ただいまは、議長の方から一言のごあいさつの許可をいただきまして、私には身に余る光栄と存じます。

このたびの12月の選挙には、私を初めとして7名の方が勇退をされます。これに対しまして、代表として一言ごあいさつ申し上げます。

皆様には、昭和の時代を駆け抜けて平成の世に、平成22年の月日がたったわけではありますが、私個人といたしましては、31年間8期を務めさせていただきました。これもひとえに議員各位のご指導とご鞭撻がありましたから今日まで務めることができた、このように私は思っております。

また、執行部におかれましても、部課長各位に対しまして、何かと私に対しましてのご指導をいただきまして、今日やめる時期を迎えることに対しまして、本当に私は幸せだと、このように思っております。私も、一町民に戻りまして、市のために頑張る所存でございます。

最後になりますが、今後、笠間市のますますのご発展を心から祈りし、さらなるは、きょういます現職の再び立候補する方が全員当選することを心からお祈りを申し上げまして、甚だ簡単でございますが、あいさつといたします。

長い間ありがとうございました。（拍手）

議長（市村博之君） 大変ご苦勞さまでした。

午前10時56分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 市 村 博 之

署名議員 中 澤 猛

署名議員 上 野 登